

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第80号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第37条～第39条）」を  
「第7章 公印（第37条）  
第8章 雑則（第38条～第40条）」  
に改める。

第3条第1号及び第11条前段中「，上下水道局」を削る。

第7章中第39条を第40条とし，第38条を第39条とし，第37条を第38条とする。

第7章を第8章とし，第6章の次に次の1章を加える。

#### 第7章 公印

第37条 会計管理者が物品に関する会計事務に用いる公印は，京都市会計規則（次項において「規則」という。）第118条第6号に掲げる公印とする。

2 前項の規定による公印の使用については，規則第126条の規定を準用する。

別表第1 上下水道局の項を削る。

別表第2 総合企画局の項中「文化庁移転推進係長」を「文化庁移転推進第一係長」に改め，同表文化市民局の項中

「

共同参画社会推進部	文化市民総務課	庶務係長
	男女共同参画推進課	計画推進係長
	勤労福祉青少年課	青少年係長
地域自治推進室		企画係長
くらし安全推進部	くらし安全推進課	くらし安全係長
	人権文化推進課	企画係長
	消費生活総合センター	消費生活係長

を

文化芸術都 市推進室	文化芸術企画課	企画管理係長
	文化財保護課	管理係長

」

「

文化芸術都 市推進室	文化芸術企画課	企画管理係長
	文化財保護課	管理係長
共同参画社 会推進部	文化市民総務課	庶務係長
	男女共同参画推進課	計画推進係長
地域自治推進室		企画係長
くらし安全 推進部	くらし安全推進課	くらし安全係長
	人権文化推進課	企画係長
	消費生活総合センター	消費生活係長

に、

」

「

歴史資料館	庶務を担当する担当課 長補佐又は担当係長
-------	-------------------------

を

」

「

歴史資料館	担当課長補佐又は担当 係長
-------	------------------

に改め、同表

」

保健福祉局の項を次のように改める。

保健福祉局	保健福祉部	保健福祉総務課	庶務係長
		監査指導課	企画係長
	障害保健福祉推進室		企画係長
	生活福祉部	生活福祉課	管理係長
		保険年金課	管理係長
	健康長寿のま ち・京都推進室	健康長寿企画課	企画係長
		介護ケア推進課	管理係長

	医療衛生推進室	健康安全課	企画係長
		医務衛生課	管理係長
		医療衛生センター	管理係長
	地域リハビリテーション推進センター	企画課 企画係長	
	衛生環境研究所	管理課 管理係長	
	こころの健康増進センター	相談援助課 庶務係長	
	動物愛護センター	相談係長	

別表第2保健福祉局の項の次に次の1項を加える。

子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室		庶務係長
	子ども若者未来部	育成推進課	管理係長
		子ども家庭支援課	貧困家庭の子ども対策係長
	幼保総合支援室		企画係長
	子育て支援総合センターこどもみらい館		庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	児童福祉センター	総務課	企画係長
		第二児童福祉センター	庶務係長
桃陽病院		庶務係長	

別表第2建設局の項中「計理係長」を「庶務係長」に、

「

建設企画課	調査係長	を
-------	------	---

」

「

建設企画課	社会資本政策第一係長	に改め、同表消防局の項を
-------	------------	--------------

」

次のように改める。

消防局	総務部	総務課	庶務係長
		消防団課	消防団係長
		人事課	人事係長

		施 設 課	施 設 係 長
予 防 部		予 防 課	予 防 係 長
		指 導 課	設 備 係 長
		市 民 安 全 課	防 災 推 進 係 長
警 防 部		警 防 計 画 課	警 防 管 理 係 長
		情 報 指 令 課	情 報 管 理 係 長
		消 防 救 助 課	消 防 係 長
		救 急 課	救 急 管 理 係 長
消 防 学 校		教 育 管 理 課	教 育 管 理 係 長
		技 術 指 導 課	救 命 講 習 係 長
		支 援 課	装 備 係 長
消 防 署			総 務 課 庶 務 係 長

別表第2 上下水道局の項を削り，同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中

「

教 育 相 談 総 合 セ ン タ ー	庶務を担当する担当課 長補佐又は担当係長
子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー こどもみらい館	庶務を担当する担当課 長補佐又は担当係長

を

「

教 育 相 談 総 合 セ ン タ ー	庶務を担当する担当課 長補佐又は担当係長
---------------------	-------------------------

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市物品会計規則の規定は，平成29年度予算に係る会計事務から適用し，平成28年度予算に係る会計事務については，なお従前の例による。

(会計室)